

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例の概要

参考資料1

1 目的・基本理念(1・3条)

【目的】

- この条例は、地球温暖化対策等の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等を推進するために必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

【基本理念】

- 地球温暖化対策等の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - 地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な都市の実現を目指すこと
 - 杜の都の良好な環境を将来の世代の市民へ継承することを目指すこと
 - 気候の変動による影響に対応した安全で安心な地域社会の実現を目指すこと
 - 地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図ること

2 定義(2条)

- この条例において用いる用語を定義する。
(地球温暖化、地球温暖化対策等、温室効果ガス、温室効果ガスの排出、特定事業者、市民等)

地球温暖化対策等

地球温暖化対策及び気候変動適応(※1)に関する施策をいう。

※1 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減等を図ること

特定事業者

- 本市の区域内に、年度における事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量が、前年度において市長が定める量(※2)以上である事業所を設置している事業者
- 本市の区域内に、年度における事業活動に伴う温室効果ガスのいずれかの物質の排出の量が、前年度において市長が定める量(※3)以上である事業所を設置している事業者
- 自動車運送事業を経営する者で、使用的本拠の位置を本市の区域内に登録している自動車の総数が、前年度の末日において市長が定める台数(※4)以上であるもの

※2 1,500キロリットル／※3 3,000トン／※4 100台(いずれも条例施行規則で規定)

市民等

市内に居住し、又は滞在する者をいう。

3 各主体の責務(4～7条)

【市の責務】

- 地球温暖化対策等の総合的な策定・実施
- 自らの事務及び事業に関する地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を講ずること
- 事業者及び市民等の関心と理解を深めるための広報その他の啓発活動
- 国、他の地方公共団体その他の団体と連携した国際協力の推進

【事業者の責務】(努力義務)

- 事業活動に関する地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的・積極的に講ずること
- 従業者の関心と理解を深めるための啓発、市の施策への協力

【市民等の責務】(努力義務)

- 地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的・積極的に講ずること
- 地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する関心と理解の深化、市の施策への協力

【協働による取組】(市、事業者、市民等)

- 協働による地球温暖化の防止及び気候変動適応に取り組むこと

4 地球温暖化対策等の推進に関する計画(8条)

- 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画を策定するものとする。

5 事業者温室効果ガス削減計画書等(9～15条、28～33条)

特定事業者の取組(10条、11条)

- 計画期間(特定年度(※5)の初日から起算して3年を経過する日まで)ごとの温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書(事業者温室効果ガス削減計画書)の作成・提出、変更した場合の再提出
- 計画期間の各年度における、事業者温室効果ガス削減報告書の作成・市長への提出

※5 令和2年度及び同年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度

市の取組(9条～14条)

- 事業者がその事業活動において温室効果ガスの排出の量を削減するため講すべき措置に関する指針(事業者温室効果ガス削減指針)の策定・変更・公表
- 提出された事業者温室効果ガス削減計画書等の概要の公表
- 事業者温室効果ガス削減報告書(計画期間の最後の年度に係るものに限る)の評価、評価結果の通知、評価結果が優良であると認める計画書提出特定事業者の公表、評価結果が特に優良であると認める計画書提出特定事業者の表彰
- 計画書提出特定事業者への必要な助言



特定事業者以外の事業者(一般事業者)の取組(15条)

- 計画期間に係る事業者温室効果ガス削減計画書の作成・市長への提出(任意)
- 計画期間の各年度における事業者温室効果ガス削減報告書の作成・市長への提出等(任意)

雑則(28～33条)

- 市は、この条例の施行に必要な限度において、計画書提出特定事業者その他の関係者に対し、必要な措置の実施状況等に關し報告又は資料の提出を求めることができる。
- 市は、計画書提出特定事業者その他の関係者の同意を得て、立入調査を行うことができる。
- 市は、削減計画書又は削減報告書を提出しない者等に対して必要な措置を講ずるよう勧告し、勧告に従わないときは氏名等を公表することができる。

6 地球温暖化の防止に資する各種の取組、気候変動適応(16～27条)

- 各主体の取組について定める。(事業者、市民等については努力義務)

【地球温暖化の防止のための措置】(16～26条)

- エネルギーの使用の合理化
- 設備等の使用の方法、環境物品等の選択
- 公共交通機関の利用の推進等、自動車等に係る温室効果ガスの排出の抑制
- 再生可能エネルギーの優先的な利用
- 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制
- 廃棄物の発生の抑制等
- 森林の保全及び整備、緑化の推進
- 事業者及び市民等が行う各種の取組を促進するための情報の提供その他の必要な措置(市)

【気候変動適応のための措置】(27条)

- 気候変動の影響に係る被害の最小化及び回避、効果的な活用の両面からの施策の推進(市)
- 事業活動・日常生活に及ぶ気候変動影響に関する情報の収集等(事業者、市民等)

7 施行日

- 令和2年4月1日